

新潟市マンホールポンプ等クラウド監視
システム運用業務委託
プロポーザル実施要領

令和元年12月
新潟市下水道部
下水道管理センター

(目的)

第1条 本要領は、新潟市下水道部下水道管理センター（以下「本市」という。）が発注する新潟市マンホールポンプ等クラウド監視システム運用業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により情報配信サービスを提供する事業者を選定するために必要な手続きを定めるものである。

(業務の概要)

第2条 現在本市は、新潟市内における広域に点在する多数のマンホールポンプ施設等を管理・運用しているが、これらをより効率的に管理するために、この度クラウド監視システムを導入するものである。

この監視システムは、必要な情報を必要な時に、インターネット等のネットワークを介して利用できるクラウド型とし、クラウドによるコンテンツやデータなどのサービス利用を行えるものとする。

また、本市が設置する監視装置及び通信端末を除いた一連の機能を実現するハードウェア及びソフトウェア等は、事業者の責により所有し、保守管理するものとする。

※本業務は情報配信サービス提供業務であり、子局側の通信機器等の設置工事は含まない。

(プロポーザル方式採用の理由及び導入効果)

第3条 本業務委託事業者選定においては、多岐にわたる運営形態の事業者の中から、金額のみの評価による選定は困難である。また、より効率的なシステムの構築について様々な提案を求めるため、公募型のプロポーザル方式にて選定を行う。

(事業者の選定方法)

第4条 事業候補者選定にあたり、その目的に対する技術提案による公募型プロポーザル方式を実施する。なお、この審査については、新潟市マンホールポンプ等クラウド監視システム運用業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）にて審査し、事業候補者の選定を行う。

(プロポーザルに付する事項)

第5条 委託名 新潟市マンホールポンプ等クラウド監視システム運用業務委託
委託場所 新潟県新潟市中央区太右エ門新田地内
委託概要 クラウド監視システムの情報配信サービス

(プロポーザル参加資格要件)

第6条 本プロポーザルに参加できるものは、次の各号に示す要件をいずれも満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく新潟市の入札制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立ての事実がある者でないこと。
- (3) 下水道施設向けのクラウド型監視システムの納入実績があること。
- (4) 新潟市に納税義務がある者にあつては、公告日時点で滞納が無いこと。
- (5) 「新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領」での別表2の9(暴力的不法行為)の適用に該当しない者であること。

(参加表明及び参加資格確認申請手続き)

第7条 プロポーザルによる技術提案に参加を希望する者は、プロポーザル参加表明並びに参加資格確認申請書(様式1)を公告日から令和2年1月16日(木)午後5時まで提出しなければならない。提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。

2 参加を希望する者は、第6条に規定する参加資格を有する証明として、以下に示す書類を参加申請書に添付し、提出しなければならない。

- (1) 企業概要書
- (2) 下水道施設に関するクラウド監視システムの導入実績を証する書類
(契約書の写し等5件まで)

3 参加表明書の提出方法は、持参又は書留郵便(必着)とする。

4 提出部数は各1部とする。

5 提出先 新潟市下水道部下水道管理センター施設管理課内事務局

6 質疑応答に関して、質問は公告日から令和2年1月14日(火)正午までに、本市へプロポーザル実施要領に関する質問書(様式3)により電子メールまたはFAXで送付した後、必ず確認の電話を行うこと。

(資格審査及び審査結果の通知)

第8条 参加を希望する者から提出されたプロポーザル参加表明ならびに参加資格確認申請書(様式1)及び添付書類を基に、参加表明者のプロポーザル参加資格を審査する。

2 前項の審査結果は、プロポーザル参加資格審査結果通知書を電子メールによる送付を持って、プロポーザルへの参加資格の有無を通知する。

(技術提案書の提出)

第9条 プロポーザル参加資格審査結果通知書にてプロポーザルへの参加資格を得た参加表明者は、技術提案書等の提出を行うことができる。

技術提案書は、新潟市マンホールポンプ等クラウド監視システム運用業務委託要求水準書（以下、「要求水準書」という。）に記載する事項を満足することを必須とし、新潟市マンホールポンプ等クラウド監視システム運用業務委託技術提案書要領（以下、「提案書要領」という。）に示した作成要領に留意して作成すること。

2 提出書類

- ①技術提案書並びにプロポーザル実施要領等に関する誓約書（様式2）
- ②技術提案書
- ③見積書（様式5を添付）

3 提出部数

- ①技術提案書並びにプロポーザル実施要領等に関する誓約書（様式2） 1部
- ②技術提案書 正 1部（会社名記載、社印・代表者印入り）
副 11部（会社名は一切記載なし）
- ③見積書 正 1部（会社名記載、社印・代表者印入り）
副 11部（会社名は一切記載なし）

4 提出場所 新潟市下水道部下水道管理センター施設管理課内事務局

5 提出期限 令和2年2月6日（木）

6 提出方法 持参又は書留郵便とする（必着）。

7 質疑応答に関して、質問は公告日から令和2年1月16日（木）正午までに、本市へプロポーザル実施要領に関する質問書（様式3）により電子メールまたはFAXで送付した後、必ず確認の電話を行うこと。回答は令和2年1月22日（水）までに、電子メールで行う。全ての質問及びその回答は、全ての参加表明者に案内するものとする。

8 参考図書の閲覧については、令和元年12月25日（水）から令和2年1月16日（木）午後5時までとする。ここにおける参考図書とは、当業務において対象となる施設及び設備の図面等を指す。ただし、閲覧を行う場合は事前に連絡し、予約を行うこととする。

(プレゼンテーションの実施)

第10条 技術提案書を提出した者に対して、技術提案書に基づいたプレゼンテーション

の機会を設ける。

(1) 実施日時

プレゼンテーションは、令和2年2月13日(木)を予定している。日程等の詳細については技術提案書の提出後、電子メールにて通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションの所要時間は40分とし、プレゼンテーションは30分以内(デモンストレーションも可)、質疑応答は10分とする。

尚、機器の設置及び撤去は上記に含まない。

(3) 持込機器

プレゼンテーションを行うにあたり、必要な機器はすべて参加事業者が準備すること。ただし、スクリーン、プロジェクター(EPSON EB-S18)及び接続用ケーブル(HD-15pin)は事務局で準備する。

(4) その他

プレゼンテーションの実施にあたり、事業者名は伏せること。

(失格事項等)

第11条 参加事業者が次の項目のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) プロポーザルの提案方法、提出先、提出期限が守れないもの。
- (2) プロポーザルの各要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。

(技術提案書等の審査)

第12条 選定委員会は、参加事業者から提出された技術提案書等を審査する。

(1) 技術提案書の審査

選定における審査項目は次にあげる項目とする。

- ① システムの導入実績について
- ② システムの基本機能について
- ③ システムの安全性・安定性について
- ④ その他追加提案について(企業独自の機能等の評価など)
- ⑤ 通信機器設置にかかる施工費およびサービス利用料について

ただし、技術提案書に虚偽の記載事項があった場合、その技術提案書は無効とする。また、要求水準書記載の水準を下回る技術提案書は無効とする。

(2) 見積書に基づく審査

見積書の審査を行う。

(3) プレゼンテーションに基づく審査

プレゼンテーションの審査を行う。技術提案書とプレゼンテーションの内容

が一致しない場合は、無効とする。また、プレゼンテーションで虚偽のあった場合は、無効とする。

(優先交渉権の選定等)

第13条 選定委員会の審査の結果、総合評価点が最高点の者に優先交渉権を与え、選定結果通知書により通知する。

2 次点交渉権も併せて選定を行い、選定結果通知書を持って通知し、優先交渉権を与えられなかった者に対しては、非選定結果通知書を持って通知する。

3 審査結果についての意義申し立てはできない。

(契約の締結等)

第14条 本市は、選定委員会が選定した事業候補者を優先交渉権者として、「新潟市マンホールポンプ等クラウド監視システム運用業務委託」の契約交渉を行う。契約交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次点候補者と契約交渉を行う。

2 契約方法は、随意契約とする。

3 契約内容は、要求水準書、提出された技術提案書に基づくものとする。

(プロポーザルの途中辞退)

第15条 参加事業者は、申し出によりプロポーザルの参加を辞退することができる。

2 プロポーザル辞退の申し出はプロポーザル参加辞退届(様式4)を令和2年2月6日(木)午後5時までに提出すること。

(提案者が1者または無い場合の取り扱い)

第16条 提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果において「要求水準書」に示す選定基準を満たすときは当該提案者を最優秀者とする。選定基準を満たさない場合、または提案者が無い場合には、再度公募を実施する。

(その他)

第17条 技術提案書は1者につき1案とする。

2 技術提案書の作成・提出やプレゼンテーションに要する費用は、参加事業者の負担とする。

3 提出された技術提案書は返却しない。

4 本市指定の様式は以下のとおりである。

- ・(様式1) プロポーザル参加表明ならびに参加資格確認申請書
- ・(様式2) 技術提案書ならびにプロポーザル実施要領等に関する誓約書
- ・(様式3) 技術提案書ならびにプロポーザル実施要領等に関する質問書

- ・(様式4) プロポーザル参加辞退届
- ・(様式5) 費用計画書

(プロポーザルの実施日程)

第18条 以下の日程で実施する。

日程	内容
令和元年12月25日	プロポーザル公告 実施要領、要求水準書等の公表
令和元年12月25日～令和2年1月14日	参加表明に関する質問の受付
令和元年12月25日～令和2年1月16日	参加表明及び参加資格確認申請書類 の受付
令和元年12月25日～令和2年1月16日	参考図書閲覧期間
令和元年12月25日～令和2年1月16日	技術提案書に関する質問の受付
令和2年1月22日	技術提案書に関する質問の回答
令和2年1月22日	参加資格審査結果の通知
令和2年1月22日～2月6日	技術提案書の受付
令和2年2月13日	プレゼンテーションの実施
令和2年2月14日	審査結果通知

(提出先及び問い合わせ先)

第19条 本プロポーザル及び本業務に係る事務局を新潟市下水道部下水道管理センター内に設置する。

事務局 新潟市下水道部下水道管理センター施設管理課
ポンプ場第1係・ポンプ場第2係

担当 成澤・横渡

送付先 〒950-1146 新潟市中央区太右エ門新田1422番地3

電話番号 025-281-9203

FAX 025-284-5849

E-mail shisetsu.ps@city.niigata.lg.jp